

デジタル複合機賃貸借・保守契約仕様書

I デジタル複合機賃貸借契約

1. 賃貸借期間

賃貸借期間　自 (デジタル複合機の設置・設定完了日以降) 至 平成30年3月31日

2. 設置場所及び数量

宗谷森林管理署 業務グループ事務室内(2階)
(稚内市中央1丁目2番7号)

3. プリンター複合機の構成及び機能等

(1) コピー機能(共通機能含む)

項目	内容	
カラー対応	フルカラー	
解像度	読み取り時	600dpi × 600dpi以上
	書き込み時	600dpi × 600dpi以上
複写原稿	シート、A0判～A4判、最大：幅914mm × 長さ15,000mm	
複写サイズ	A0判～A4判、B1判～B4判 最大：幅914mm × 長さ15,000mm(ロール紙)	
ウォームアップタイム	40秒以内	
連続複写速度	カラー	0.3枚/分以上(標準・A0タテ)
	モノクロ	1.1枚/分以上(標準・A0タテ)
給紙方式	手差し	可能であること
	ロール	2段
メモリ容量	3GB以上	
内蔵ハードディスク	250GB以上	

(2) プリンタ機能

項目	内容	
連続プリント速度(AO) (高速モード)	カラー	0.6枚/分以上
	モノクロ	1.8枚/分以上
解像度	600dpi × 600dpi以上	
インターフェース	100BASE-TX、10BASE-T、USB2.0	
対応OS	WindowsXP/VISTA/7 に対応	

(3) スキャナ機能

項目	内容	
形式	カラースキャナー	
原稿読み取りサイズ	定形	A0
	不定形	幅914mm × 長さ11,000mm
読み取り解像度	ネットワーク時	150dpi～1,200dpiの範囲で指定可能
出力フォーマット	TIFF、JPEG、PDF対応	
インターフェース	100BASE-TX、10BASE-T	

(4) その他

項目	内容
設置サイズ	幅1, 450mm×奥行900mm以内
ロール紙給紙	A0サイズのロール紙を2本装着可能
最大消費電力	180W以下
電源	AC100V/15A以下
グリーン購入法	適合していること
国際エネルギーestarプログラム	適合していること
エコマーク	認定されていること

4. 納入・調整等

納入は担当職員の指示に従うものとし、賃貸借期間の始期から使用可能な状態に設置・設定すること。
なお、設定にはパソコン設定を含むものとする。(宗谷森林管理署内25台)

5. 責任の所在

製造者のいかんに問わらず、受注者が最終的に責任を負うこと。

6. その他

詳細な事項及び本仕様書に定めのない事項については、担当職員と受注者が必要に応じ、打合せを行うこと。

II 保守契約

1. 履行期間

自 (デジタル複合機の設置・設定完了日以降) 至 平成26年3月31日

2. 設置場所

宗谷森林管理署 業務グループ事務室内(2階)
(稚内市中央1丁目2番7号)

3. 契約内容

(1) 業務内容

- ① 常時、良好な状態に保つため、定期・随時の機器の点検・補修等必要なメンテナンスを行うこと。
- ② 故障等が発生した場合は、迅速に対応できるようにすること。
- ③ 定期交換部品の交換を行うこと。
- ④ 機械設置時には予備インクカートリッジを各色1本以上を同時に納入すること。
- ⑤ 保守料金の計算方法

1ヶ月の使用枚数に基づき計算する。

(1ヶ月の使用枚数の2%を不良出力分として控除すること)

(2) 予定数量

モノクロ 2,700枚

フルカラー 1,800枚

※上記予定数量は見込みであり、最低発注数を保証するものではない。

北海道森林管理局競争契約入札心得

(目的)

第1条 北海道森林管理局に係る一般競争及び指名競争（以下「競争」という。）を行う場合における入札その他の取扱いについては、会計法（昭和22年法律第35号）、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和55年政令第300号。以下「特例政令」という。）、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める省令（昭和55年大蔵省令第45号。以下「特例省令」という。）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）、契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号）その他の法令に定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。

(一般競争参加の申出)

第2条 一般競争に参加しようとする者は、入札の公告において指定した期日までに当該公告において指定した書類を契約担当官等（会計法第29条の3第1項に規定する契約担当官等をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。

ただし、電子入札システムによる入札参加者は、当該公告において指定した書類を同システムにおいて作成し、入札の公告において指定した日時までに提出しなければならない。

(入札保証金等)

第3条 競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、入札執行前に、見積金額の100分の5以上の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を歳入歳出外現金出納官吏又は取扱官庁に納付し、又は提供しなければならない。ただし、入札保証金の全部又は一部の納付を免除された場合は、この限りでない。

- 2 入札参加者は、前項ただし書の場合において、入札保証金の納付を免除された理由が入札保証保険契約を結んだことによるものであるときは、当該入札保証保険契約に係る保険証券を契約担当官等に提出しなければならない。
- 3 入札参加者は、入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し、又は提供する場合は、関係職員の調査を受け、その面前においてこれを封かんの上、氏名及び金額を封皮に明記して保管金提出書（様式第1号）（有価証券を提供する場合は、政府保管有価証券提出書（様式第2号）及び印鑑）を添えて差し出さなければならない。
- 4 入札保証金又は入札保証金に代わる担保は、落札者に対しては契約締結後に、落札者以外の者に対しては入札執行後に保管金受領証書（様式第3号）（有価証券を提供した場合は、政府保管有価証券受領証書（様式第4号））と引換えに還付する。
- 5 入札保証金又は入札保証金に代わる担保のうち、落札者の納付又は提供に係るものは、その者が契約を結ばないときは国庫に帰属する。
- 6 入札参加者が、入札保証金の納付に代えて提供することができる担保は、

次の各号に掲げるものとする。

- 一 国債
 - 二 政府の保証のある債券
 - 三 銀行、農林中央金庫、商工組合中央金庫又は全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券
 - 四 日本国有鉄道改革法（昭和61年法律第87号）附則第2項の規定による廃止前の日本国有鉄道法（昭和23年法律第256号）第1条の規定により設立された日本国有鉄道及び日本電信電話株式会社法（昭和59年法律第85号）附則第4条第1項の規定による解散前の日本電信電話公社が発行した債券で第2号以外のもの（以下「公社債」という。）
 - 五 地方債
 - 六 契約担当官等が確実と認める社債
 - 七 銀行又は契約担当官等が確実と認める金融機関（出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関をいう。以下同じ。）が振り出し又は支払保証をした小切手
 - 八 銀行又は契約担当官等が確実と認める金融機関が引き受け又は保証若しくは裏書をした手形
 - 九 銀行又は契約担当官等が確実と認める金融機関に対する定期預金債権
 - 十 銀行又は契約担当官等が確実と認める金融機関の保証
- 7 前項に掲げる担保の価値は、次の各号に掲げる担保について当該各号に掲げるところによる。
- 一 国債又は地方債 政府ニ納ムベキ保証金其ノ他ノ担保ニ充用スル国債ノ価格ニ關スル件（明治41年勅令第287号）又は同令の例による金額
 - 二 政府の保証のある債券、金融債、公社債及び契約担当官等が確実と認める社債額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは発行価額）の8割に相当する金額
 - 三 銀行又は契約担当官等が確実と認める金融機関が振り出し又は支払保証をした小切手 小切手金額
 - 四 銀行又は契約担当官等が確実と認める金融機関が引き受け又は保証若しくは裏書をした手形 手形金額（その手形の満期の日が当該手形を提供した日の一月後であるときは、提供した日の翌日から満期の日までの期間に応じ当該手形金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いた金額）
 - 五 銀行又は契約担当官等が確実と認める金融機関に対する定期預金債権当該債権証書に記載された債権金額
 - 六 銀行又は契約担当官等が確実と認める金融機関の保証
その保証する金額
- 8 入札参加者は、第1項本文の規定により提供する入札保証金に代わる担保が銀行又は契約担当官等が確実と認める金融機関（以下「銀行等」という。）に対する定期預金債権である場合においては、当該債権に質権を設定し、当該債権に係る証書及び当該債権に係る債務者である銀行等の承諾を証する確定日付のある書面を提出しなければならない。

9 入札参加者は、第1項本文の規定により提供する入札保証金に代わる担保が銀行等の保証である場合においては、当該保証に係る保証書を提出しなければならない。

(入札等)

第4条 入札参加者は、入札の公告、公示、入札説明書又は指名通知書、仕様書、図面、契約書案及び現場等を熟知の上、入札しなければならない。この場合において、入札の公告、公示、入札説明書又は指名通知書、仕様書、図面、契約書案等について疑義があるときは、入札時刻に支障を及ぼさない範囲内で関係職員の説明を求めることができる。

2 入札参加者は、入札書（様式第5号）を作成し、封かんの上、入札者の氏名（法人にあっては、法人名）、あて名及び入札件名を表記し、入札の公告、公示、入札説明書又は指名通知書に示した日時までに入札しなければならない。

ただし、電子入札システムによる入札参加者は、同システムにおいて入札書を作成し、公告、公示又は指名通知書に示した日時までに提出し、入札書受付票を受理しなければならない。

3 入札参加者は、入札保証金の全部の納付を免除された場合であって、契約担当官等においてやむを得ないと認められたとき又は特例政令第2条に定める調達契約を行うときは、郵便をもって入札することができる。この場合においては、二重封筒とし、中封筒の表に前項の所定事項を記載し、これを表封筒に封かんの上、「入札書在中」と朱書して書留郵便とし、契約担当官等あて親展で提出しなければならない。

4 特例政令第2条に定める調達契約に係る場合は、入札参加者は、契約担当官等により競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを持参するものとする。ただし、郵便による入札の場合は、当該通知書を表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて郵送しなければならない。

5 第3項の入札書は、入札日の前日（特例政令第2条に定める調達契約に係る場合は、入札の公告又は公示に示した時刻）までに到達しないものは無効とする。

6 入札参加者は、入札書を一旦入札した後は、開札の前後を問わずその引き換え、変更又は取り消しをすることができない。

7 入札参加者が、代理人によって入札する場合には、入札前に代理人の資格を示す委任状（様式第6号）を入札担当職員に提出するものとし、入札書には代理人の表示をしなければならない。

なお、委任状には受任者の使用印を押印するものとする。

8 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

9 入札参加者は、入札時刻を過ぎたときは、入札することができない。

10 入札参加者は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第71条第1項の規定に該当する者を、同項に定める期間入札代理人とすることはできない。

11 入札参加者は、暴力団排除に関する誓約事項（様式第7号）について入札

前に確認しなければならず、入札書の提出をもってこれに同意したものとする。

(入札の辞退)

第4条の2 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

ただし、電子入札システムによる入札参加者が入札を辞退するときは、入札辞退届を同システムにおいて作成の上、電子入札システムにより提出するものとする。

一 入札執行前にあっては、入札辞退届（様式第8号）を契約担当官等に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）して行う。

二 入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札担当職員に直接提出して行う。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(公正な入札の確保)

第4条の3 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(入札の取りやめ等)

第5条 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめがある。

(開札)

第6条 開札は、入札終了後直ちに入札の公告、公示、入札説明書又は指名通知書に示した場所及び日時に入札者を立ち会わせて行うものとする。この場合において、入札者が立ち会わないときは、入札事務に関係のない職員をして開札に立ち合わせて行うものとする。

(無効の入札)

第7条 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

一 競争に参加する資格を有しない者のした入札

二 委任状を持参しない代理人のした入札

三 所定の入札保証金の納付又は入札保証金に代わる担保の提供をしない者のした入札

四 記名押印を欠く入札（電子入札システムによる場合は、電子証明書を得していない者のした入札）

- 五 金額を訂正した入札
- 六 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- 七 明らかに連合によると認められる入札
- 八 同一事項の入札について、同一人が2通以上なした入札又は入札者若しくはその代理人が他の入札者の代理をした入札
- 九 入札時刻に遅れました入札
- 十 工事費内訳書の提出が義務付けられている工事において、入札時に工事費内訳書（同明細書を含む。以下「内訳書」という。）の提出を求めた入札において、内訳書を提出しない入札
- 十一 暴力団排除に関する誓約事項（別紙様式第7号）について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札
- 十二 その他入札に関する条件に違反した入札
(再度入札)

第8条 開札の結果予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うことができるものとする。この場合、第1回目の最高又は最低の入札価格を下回る又は上回る価格で入札した者の入札は無効とし、当該入札に係る第3回目以降の入札参加者の資格を失うものとする。第3回目以降に行う入札についても上記を準用して行うものとする。

ただし、建設工事の競争契約入札の場合にあっては、入札執行回数は、原則として、2回を限度とするものとする。

- 2 前項の入札を行ってもなお落札者がいる場合は、契約担当官等は当該入札を打ち切ることがある。
- 3 第1項の入札には、前条に規定する無効の入札をした者は参加することができない。
- 4 郵便による入札を行った者がある場合において、直ちに再度の入札を行うことができないときは、契約担当官等が指定する日時において、再度の入札を行う。

(請負契約についての低入札価格調査制度、調査基準価格)

第9条 北海道森林管理局所管に係る請負契約（予定価格が1,000万円を超えるものに限る。）について予算決算及び会計令第85条（同令第98条において準用する場合を含む。）に規定する相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがある場合の基準は、その者の申込みに係る価格が、次の各号のいずれかの割合を契約ごとの予定価格に乗じて得た額（以下「調査基準価格」という。）に満たない場合とする。

一 工事の請負契約ごとに10分の7から10分の9までの範囲内で契約担当官等の定める割合の算定は、予定価格算出の基礎となつた次に掲げる額の合算額に、100分の105を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、その割合が10分の9を超える場合にあっては10分の9とし、10分の7に満たない場合にあっては10分の7とする。

- ア 直接工事費の額に10分の9.5を乗じて得た額
- イ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額

ウ 現場管理費の額に10分の8を乗じて得た額

エ 一般管理費の額に10分の3を乗じて得た額

二 製造その他の請負契約のうち、次の業種区分の欄に掲げる業務（以下「建設コンサルタント等業務」という。）の請負契約ごとに10分の6から10分の8まで（地質調査にあっては請負契約ごとに3分の2から10分の8.5まで）の範囲内で契約担当官等の定める割合の算定は、建設コンサルタント等業務の種類ごとに、予定価格算出の基礎となった同表①から④までに掲げる額の合計額に、100分の105を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、地質調査以外の請負契約については、その割合が10分の8を超える場合にあっては10分の8と、10分の6に満たない場合にあっては10分の6とするものとし、地質調査の請負契約にあっては、その割合が10分の8.5を超える場合にあっては10分の8.5と、3分の2に満たない場合にあっては3分の2とするものとする。

業種区分	①	②	③	④
測量	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の4を乗じて得た額	—
建設コンサルタント（建築に関するもの）及び建築士事務所	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
建設コンサルタント（土木関係のもの）及び計量証明	直接人件費の額	直接経費の額	技術経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
地質調査	直接調査費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に10分の7.5を乗じて得た額	諸経費の額に10分の4を乗じて得た額
土地家屋調査、補償コンサルタント、不動産鑑定及び司法書士	直接人件費の額	直接経費の額	技術経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額

三 一又は二により算定しがたい場合等については、工事は10分の7から10分の9まで、建設コンサルタント等業務（地質調査を除く）は10分の6から10分の8まで、地質調査は3分の2から10分の8.5までの範囲内で適宜の割合とする。

四 製造その他の請負契約（二に掲げる業種を除く。）については10分の6の割合とする

2 調査基準価格に満たない価格をもって入札した者は、事後の事情聴取に協力すべきものとする。

（落札者の決定）

第10条 契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、調査基準価格に満たない価格を

もって入札した者がいた場合は、入札を「保留」し、調査のうえ落札者を後日決定する。この場合は、最低の価格をもって入札した者であっても必ずしも落札者とならない場合がある。

- 2 入札を「保留」した場合は落札者を決定次第、その結果を、落札者及び最低価格入札者（最低価格入札者と落札者が異なった場合のみ）に通知し、他の入札者にはその旨通知する。

（同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定）

第11条 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定めるものとする。

- 2 前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者、郵便又は電子入札システムによる入札者で当該入札に立ち会わない者があるときは、これに代わって入札事務に關係のない職員にくじを引かせるものとする。

（契約保証金等）

第12条 落札者は、契約書案の提出と同時に、契約金額の10分の1以上（「公共工事に係る一般競争入札方式の実施について」（平成6年5月31日付け6経第926号大臣官房經理課長通知）の記の1に定める工事又は予算決算及び会計令第86条に規定する調査を受けた者については10分の3以上）の契約保証金又は契約保証金に代わる担保を歳入歳出外現金出納官吏又は取扱官庁に納付し又は提供しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部の納付を免除された場合は、この限りでない。

- 2 落札者は、前項本文の規定により、契約保証金を納付する場合においては、あらかじめ、現金を取扱官庁の保管金取扱店（日本銀行の本店、支店又は代理店）に振り込み、保管金領収証書の交付を受け、これに保管金提出書（様式第9号）を添えて取扱官庁に提出しなければならない。

- 3 落札者は、第1項本文の規定により契約保証金に代わる担保を提供する場合において、当該担保が有価証券であるときは、あらかじめ、当該有価証券を取扱官庁の保管有価証券取扱店（日本銀行の本店、支店又は代理店）に払い込み、政府保管有価証券払込済通知書の交付を受け、これに政府保管有価証券提出書（様式第2号）を添えて取扱官庁に提出しなければならない。

- 4 第3条第8項の規定は、第1項の規定により提供する契約保証金に代わる担保が銀行等又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の保証である場合について準用する。

- 5 第1項ただし書の場合において、契約保証金の納付を免除された理由が、委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を結んだことによる場合には、落札者は、契約担当官等が指示するときまでに当該公共工事履行保証証券に係る証券を契約担当官等に提出しなければならない。

- 6 第1項ただし書の場合において、契約保証金の納付を免除された理由が保険会社との間に国を被保険者とする履行保証保険契約を結んだことによる場合には、落札者は、契約担当官等が指示するときまでに当該履行保証保険証券を契約担当官等に提出しなければならない。

（入札保証金等の振替）

第13条 契約担当官等は、落札者からの申出により落札者に払い戻すべき入札保証金を契約保証金の一部に振り替えることができる。

(契約保証金の返還)

第14条 契約保証金は、契約の履行が完了したことを確認した後、保管金払渡請求書（様式第10号）（有価証券を提供した場合は、政府保管有価証券払渡請求書（様式第11号））により返還するものとする。

なお、この場合、利息は付さないものとする。

(契約書等の提出)

第15条 落札者は、契約書を作成するときは、契約担当官等から交付された契約書案に記名押印の上、落札決定の日から7日以内に、これを契約担当官等に提出しなければならない。ただし、入札後契約前VE方式の対象工事で、落札者がVE提案を提出した場合には、この期間を延長することができる。

- 2 契約担当官等は、落札者が前項に規定する期間内に契約書案を提出しないときは、当該落札者を契約の相手方としないことがある。
- 3 契約担当官等が、契約書の作成を要しないと認めた場合においては、落札者は、落札決定後速やかに請書その他これに準ずる書面を契約担当官等に提出しなければならない。ただし、契約担当官等がその必要がない旨指示したときは、この限りでない。
- 4 当該工事が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）第9条に定める対象建設工事である場合は、第1項の契約書案の提出以前に建設リサイクル法第12条第1項の規定に基づく説明及び第13条第1項の規定に基づく協議を行わなければならない。

(業務等完了保証人)

第16条 落札者は、測量・建設コンサルタント等及び製造（以下この条において「業務等」という。）の請負契約については、自己に代わって自ら業務等を完了することを保証する他の同業者を保証人として立てることができる。

- 2 前項の保証人は、次に掲げる基準（指名競争に付した業務等において当該業務等の地域的特性等により、第1号に該当する者が当該指名競争について指名を受けた者（以下「相指名業者」という。）以外にない場合にあっては、第1号に掲げる基準）に適合している者から選定しなければならない。
 - 一 当該業務等の請負契約について、農林水産本省等建設工事等契約事務取扱要領の制定について（平成12年12月1日付け12経第1859号）第31条に規定する指名基準に該当する者で落札者と同等又はそれ以上に業務等の履行能力を有すると認められる者であること。
 - 二 相指名業者以外の者であること。
- 3 第1項の保証人の選定については、契約担当官等の承諾を得なければならぬ。

(異議の申立)

第17条 入札をした者は、入札後この心得、入札の公告又は指名通知書、仕様書、図面、契約書案及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(その他の事項)

第18条 この心得に掲げるほか、入札に必要な事項は別に指示するものとする。

附 則

この心得は、平成25年4月1日から施行する。

様式第1号（第3条）

保管金提出書

第 号	受 付
平成 年 月 日	

¥ _____ (現金又は保管金領収証書の別)

提出の事由 平成 年 月 日 公告の入札保証金

上記の金額を提出します。なお、上記金額は、公告のとおり契約保証金又は売却代金に充当したいので、申し添えます。

平成 年 月 日 住 所

商号又は名称

代表者 氏名

(印)

歳入歳外出現金出納官吏

官 職 氏 名

殿

入札保証金 受 入 済	契約保証金 充 当 決 定	売 却 代 金 充 当 決 定	保証金返還 決 定	保証金国庫 帰 属 決 定
年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
認 印 (保管金台帳 登記済)				
年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日

様式第2号（第3条・第12条）

政府保管有価証券提出書

番号 平成 年度第 号

提出の事由

有価証券取扱主任官 官職 氏名 殿

平成 年 月 日

住 所

印鑑

氏 名

証券名称	枚 数	総額面	内 訳			備 考
			額 面	回記号	番 号	

工事名

(注意事項)

- 用紙の寸法は、日本工業規格A4とし、縦長に使用すること。
- 保管有価証券の払渡し時に、印鑑商号を行うので、印影を鮮明にすること。

様式第3号（第3条）

保管金受領証書

第 号

¥ _____

保管の事由

上記の金額領収致しました。

平成 年 月 日

歳入歳出外現金出納官吏

官職 氏名

印

住 所

商号又は名称

代表者氏名

殿

上記の金額領収致しました。

平成 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

歳入歳出外現金出納官吏

官職 氏名

殿

様式第4号（第3条）

政 府 保 管 有 価 証 券 受 領 証 書	番 号	平 成 年 度 第 号
-------------------------	-----	-------------

(有価証券の提出場所)

(提 出 年 月 日)

保管の事由

住 所

商号又は名称

代表者 氏名

殿

平成 年 月 日

有価証券取扱主任官

官職 氏名

印

下記の証券を領収しました。

有価証券取扱主任官

官職 氏名 殿

平成 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者 氏名

印

上記の証券払渡の証書領収しました。

証券名称	枚 数	総額面	内 訳			備 考
			額 面	回記号	番 号	

(注意事項)

- 用紙の寸法は、日本工業規格A4列4番とし、縦長に使用すること。
- 保管有価証券の払渡し時に、印鑑商号を行うので、印影を鮮明にすること。
- 本書をもって有価証券の払渡を請求するときは、書式中領収欄に記名押印すること。

様式第5号（第4条）

入札書

平成 年 月 日

分任支出負担行為担当官

宗谷森林管理署長 殿

(入札者)

住 所

商号又は名称

代表者 氏名

印

(代理人)

氏 名

印

¥

内訳は別紙のとおり

ただし デジタル複合機賃貸借・保守契約 の代金

上記のとおり、入札心得、契約条項、仕様書、その他関係事項一切を承知の上、入札します。

(注意事項)

- 1 金額は円単位とし、アラビア数字をもって明記すること。
- 2 用紙の寸法は、日本工業規格A4列4番とし、縦長に使用すること。
- 3 代理人による入札の場合は、入札者の印は不要とする。

別紙

入札内訳書

1. 貸貸借料金

設置場所	貸貸借機種	数量	1ヶ月当たり単価
宗谷森林管理署 2階		1	円
計			円①

1ヶ月当たり賃貸料(上記①) _____円 × 57ヶ月 = _____円②

2. 保守料金

設置場所	台数	区分	予定数量	単位	単価 (円)	予定金額 (円)	備考
宗谷森林管理署 2階	1	モノクロ	2,700	枚			
		フルカラー	1,800	枚			
計						③	

3. 合計金額(入札金額)

賃貸借料金 _____円 + 保守料金 _____円 = _____円
(上記②) (上記③) (入札金額と一致する)

※上記金額には消費税及び地方消費税は含まない。

様式第6号（第4条）

委任状

使用印鑑
印

代理人氏名

上記の者を私の代理人と定め、下記権限を委任します。

記

1 入札年月日 平成 年 月 日

2 件名

3 入札に関する一切の件

平成 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

担当官

長

殿

様式第7号（第4条）

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記1及び2のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

様式第8号（第4条の2）

入札辞退届

平成 年 月 日

担当官

長

殿

(入札者)

住 所

商号又は名称

代表者 氏名

印

(代理人)

氏 名

印

件 名

上記について指名を受けましたが、都合により入札を辞退します。

(注意事項)

- 1 用紙の寸法は、日本工業規格A4列4番とし、縦長に使用すること。
- 2 代理人による入札の場合は、入札者の印は不要とする。

様式第9号（第12条）

保管金提出書

番号

平成 年度第 号

提出の事由

有価証券取扱主任官

官職

氏名

殿

平成 年 月 日

住 所

印鑑

氏 名

上記事由により、下記の金額を保管金として提出します。

金

工事名

(注意事項)

- 1 用紙の寸法は、日本工業規格A4とし、縦長に使用すること。
- 2 保管金の払渡し時に、印鑑商号を行うので、印影を鮮明にすること。

様式第10号（第14条）

保管金払渡請求書

払渡の事由

歳入歳出外現金出納官吏 官職 氏名 殿

平成 年 月 日

住 所

氏 名

印鑑

上記事由により、下記保管金を下記振込先に振込んで下さい。

金

保管金提出書の 平成 年 月 日
日付及び番号 平成 年度 第 号

振込先

_____ 銀行 _____ 支店

口座 1. 普通 2. 総合 3. 当座

名義 _____

支店番号 口座番号

_____ - _____

様式第11号（第14条）

政府保管有価証券払渡請求書

受領証書日付 平成 年 月 日
及び番号 平成 年 月 日

払渡請求理由

有価証券取扱主任官

官職 氏名 殿
平成 年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名 ㊞

下記の証券の払渡を請求します。

有価証券取扱主任官

官職 氏名 殿
平成 年 月 日
住 所
商号又は名称
代表者氏名 ㊞

上記の証券払渡の証書領収しました。

証券名称	枚 数	総額面	内 訳			備 考
			額 面	回記号	番 号	

(注意事項)

- 用紙の寸法は、日本工業規格A4列4番とし、縦長に使用すること。
- 保管有価証券の払渡し時に、印鑑商号を行うので、印影を鮮明にすること。

デジタル複合機賃貸借契約書(案)

上記契約について、分任支出負担行為担当官 宗谷森林管理署長 小野寺 秀夫（以下「甲」という。）と、
（以下「乙」という。）は、デジタル複合機（以下「複合機」という。）の賃貸借に関し、次の条項により契約を締結する。

契 約 条 項

（契約の目的）

第1条 この契約は、乙所有の複合機を甲に円滑に使用させることを目的とする。

（契約期間）

第2条 契約期間は、平成25年7月 日から平成30年3月31日までとする。

（対象物件及び設置場所）

第3条 対象物件及び設置場所は別紙のとおりとし、設置にかかる経費については乙の負担とする。

（料金）

第4条 賃貸借料は、別紙のとおりとする。

（複合機の所有権）

第5条 複合機の所有権は乙に属し、甲は、複合機を原状と変更するような行為並びにその他の用途に使用してはならない。

（検査）

第6条 乙は、毎月末に甲の指定する検査職員の検査を受けなければならない。

（代金の請求）

第7条 乙は、前条の検査が完了したときは、第4条に定める料金を請求するものとする。ただし、乙の責に帰すべき理由により複合機を使用できなかった期間は、1ヶ月の賃貸借料から日割計算した額を当該賃貸借料から減額して請求するものとする。

（代金の支払い）

第8条 甲は、乙が提出する適正な支払請求書を受理した日から30日以内（以下「約定期間」という。）に代金を支払わなければならない。ただし、受理した支払請求書が不当なため乙に返送した場合は、甲が返送した日から乙の適正な支払請求書を受理した日までの期間は、これを約定期間に算入しないものとする。

（国庫債務負担行為に係る契約の特則）

第9条 国庫債務負担行為（以下「国債」という。）に係る契約において、各会計年度における代金の支払の限度額（以下「支払限度額」という。）は、次のとおりとする。

25年度	円
26年度	円
27年度	円
28年度	円
29年度	円

2 甲は、予算上の都合その他の必要があるときは、第1項の支払限度額を変更することができる。

(遅延利息)

第10条 乙は、甲が約定期間に代金を支払わないときは、甲に対して遅延利息を請求することができる。

- 2 前項の遅延利息は、遅延日数に応じて「政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）」第8条の規定により計算した額とする。ただし、遅延利息の額が100円未満であるときは、甲は、前項の規定に係わらず遅延利息を支払うことを要しない。また、100円未満の端数については、その端数を切り捨てるものとする。
- 3 前2項の場合において、支払遅延が天災等やむを得ない理由によるときは、当該理由の継続する期間は、これを約定期間に算入せず、また、遅延利息を支払う日数に計算しない。

(損害賠償)

第11条 乙は、甲が故意又は重大な過失により複合機に損害を与えたときは、その損害を甲に請求することができる。

- 2 前項の場合において、動産総合保険で補填された損害に対しては、前項の規定に拘わらず乙は甲に賠償を請求できない。

(秘密の保持)

第12条 乙は、本契約の実施に当たり、知り得た甲の業務上の秘密を外部に漏らしたり、また、他の目的に利用してはならない。

(契約の解除)

第13条 甲は、次の各号に該当するときは、この契約を解除することができる。この場合、乙が損害を被ることがあっても、甲はその責を負わないものとする。

- (1) 乙がこの契約に違反し又は違反するおそれがあると甲が認めたとき若しくは乙が義務を履行することができないと甲が認めたとき。
 - (2) この契約の履行について、乙若しくはその代理人又は使用人等に不正行為があったとき。
 - (3) 乙が破産の宣告を受けたとき。
 - (4) 乙が解約を申し出たとき。
- 2 甲は、前各号に掲げる理由によりこの契約を解除するときは、違約金として1ヶ月の賃貸借料に契約期間(履行完了期間を除く。)を乗じた額の100分の10に相当する金額を請求することができる。
 - 3 甲は、乙が天災等やむを得ない理由により解除を申し出たときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。この場合、甲は乙に対して違約金を請求しないものとする。

4 甲は、甲の都合によりこの契約の全部又は一部を解除するときは、30日前に文書をもって乙に通知しなければならない。この場合、乙は甲に対して違約金を請求しないものとする。

(複合機の返還)

第14条 甲は、この契約が終了したときは、複合機を乙に返還することとし、その経費については、乙の負担とする。

(相殺)

第15条 この契約により、甲が乙から取得すべき違約金等があるときは、甲はその選択により乙に支払うべき金額と相殺し、又は別に徴収することができる。

(特約条項)

第16条 別紙1「談合等の不正行為に関する特約条項」及び別紙2「暴力団排除に関する特約条項」のとおりとする。

(その他)

第17条 甲、乙は信義をもって誠実にこの契約を履行するものとし、この契約の履行について甲、乙間の紛争を生じたとき及びこの契約に規定のない事項については、甲、乙協議して決定する。

この契約締結の証として本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各々1通を保有する。

平成25年 月 日

甲 稚内市中央1丁目2番7号
分任支出負担行為担当官
宗谷森林管理署長 小野寺 秀夫

乙

別 紙

機種、設置場所、賃貸借料金

機 種	台数	設 置 場 所	賃貸料（月額）	備 考
	1	宗谷森林管理署 2階	円／月	消費税込み

※ 賃貸借料の月額は、上記のとおりとする。ただし、乙の責に帰すべき理由により使用できなかった期間があった場合は、日割計算により算出した額を当該賃貸借料より減額することとする。

保 守 契 約 書(案)

1. 契 約 名 デジタル複合機保守契約

2. 契約金額等

(1) 予定総契約金額 金 円
(うち消費税及び地方消費税額 金 円)

(2) 予定数量及び単価 別紙単価内訳書のとおり

※上記予定金額及び予定数量は見込みであり、最低発注数等を保証するものではない。

3. 対象物件及び設置場所 別紙仕様書のとおり

4. 契約期間 自 契約締結日
至 平成26年 3月31日

5. 契約保証金 免除する。

上記契約について、分任支出負担行為担当官 宗谷森林管理署長 小野寺 秀夫(以下「甲」という。)と、
(以下「乙」という。)との間において、次の条項によりデジタル複合機(関連装置を含む。)(以下「複合機」という。)の保守に関する契約を締結し、その契約の成立を証するため本書2通を作成し、双方記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成25年 月 日

(甲) 稚内市中央1丁目2番7号
分任支出負担行為担当官
宗谷森林管理署長 小野寺 秀夫

(乙)

契 約 条 項

(契約の目的)

第1条 この契約は、複合機が當時正常な状態で使用できるように保守を行い、複合機に必要な定期交換部品等（以下「部品」という。）を円滑に供給することを目的とする。

(保守)

第2条 乙は、複合機を常に良好な運転状態を保つよう定期的に点検及び調整を行うものとする。

2 乙は、複合機が故障したときは、直ちに正常な状態にしなければならない。

(検査)

第3条 乙は、毎月末日に複合機のカウンターを確認し、当該月の使用枚数について甲の指定する検査職員の検査を受けなければならない。

(代金の請求)

第4条 乙は、前条の検査が完了したときは、当該月の保守料金を甲に請求するものとする。

(代金の支払)

第5条 甲は、乙が提出する適正な支払請求書を受理した日から30日以内（以下「約定期間」という。）に代金を支払わなければならない。ただし、受理した支払請求書が不当なため乙に返送した場合は、甲が返送した日から乙の適正な支払請求書を受理した日までの期間は、これを約定期間に算入しないものとする。

(遅延利息)

第6条 乙は、甲が約定期間に代金を支払わないときは、甲に対して遅延利息を請求することができる。

2 前項の遅延利息は、遅延日数に応じて政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定に基づき算出した金額とする。ただし、遅延利息の額が100円未満であるときは、甲は、前項の規定にかかわらず遅延利息を支払うことを要しない。また、100円未満の端数については、その端数を切り捨てるものとする。

3 前2項の場合において、支払遅延が天災等やむを得ない理由によるときは、当該理由の継続する期間は、これを約定期間に算入せず、また、遅延利息を支払う日数に計算しない。

(秘密の保持)

第7条 乙は、保守の実施に当たり、知り得た甲の業務上の秘密を外部に漏らしたり、また、他の目的に利用してはならない。

(契約の解除)

第8条 甲は、次の各号に該当するときは、この契約を解除することができる。この場合、乙が損害を被ることがあつても、甲はその責を負わないものとする。

(1) 乙がこの契約に違反し又は違反するおそれがあると甲が認めたとき若しくは乙が義務を履行することができないと甲が認めたとき。

(2) この契約の履行について、乙若しくはその代理人又は使用人等に不正行為があつたとき。

(3) 乙が破産の宣告を受けたとき。

(4) 乙が解約を申し出たとき。

2 甲は、前各号に掲げる理由によりこの契約を解除するときは、違約金として1か月の月間基本枚数で計算した保守料相当額に契約期間（履行完了期間を除く。）を乗じた額の100分の10に相当する金額を請求することができる。

3 甲は、乙が天災等やむを得ない理由により解除を申し出たときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。この場合、甲は乙に対して違約金を請求しないものとする。

4 甲は、甲の都合によりこの契約の全部又は一部を解除するときは、30日前に文書をもって乙に通知しなければならない。この場合、乙は甲に対して違約金を請求しないものとする。

(相殺)

第9条 この契約により、甲が乙から取得すべき違約金等があるときは、甲はその選択により乙に支払うべき金額と相殺し、又は別に徴収することができる。

(特約条項)

第10条 別紙1「談合等の不正行為に関する特約条項」及び別紙2「暴力団排除に関する特約条項」のとおりとする。

(その他)

第11条 甲、乙双方は信義をもって誠実にこの契約を履行するものとし、この契約の履行について甲、乙間の紛争を生じたとき、及びこの契約に規定のない事項については、甲乙協議して決定する。

別紙

単価内訳書

機種名	台数	区分	予定数量	単位	単価(円)	予定金額(円)	備考
1	1	モノクロ	2,700	枚			
		カラー	1,800	枚			
		計					
計							
消費税			5	%			
合 計							

談合等の不正行為に関する特約条項

(談合等の不正行為に係る解除)

第1条 甲は、この契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行ったとき又は同法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(2) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。

2 乙は、この契約に関して、乙又は乙の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第2条 乙は、この契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が前条により契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条又は第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき又は同法第66条第4項の規定による審決において、同法の規定に違反する行為があった旨が明らかにされたとき。

(2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき又は同法第66条第4項の規定による審決において、同法の規定に違反する行為があった旨が明らかにされたとき。

(3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(4) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）に係る刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 前項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の2第7項の規定の適用があるとき。

(2) 前項第4号に規定する刑に係る確定判決において、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

(3) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 乙は、契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。

4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

別紙2

暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲(発注者をいう。以下同じ。)は、乙(契約の相手方をいう。以下同じ。)が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確認)

第3条 乙は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 乙は、前2条各号の一に該当する行為を行った者(以下「解除対象者」という。)を再請負人等(再請負人(再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。)、受任者(再委任以降の全ての受任者を含む。)及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)としないことを確約する。

(再請負契約等に関する契約解除)

第4条 乙は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者(再請負人等)との契約を解除させるようにななければならない。

2 甲は、乙が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者(再請負人等)との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第6条 乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力をを行うものとする。